○伊丹市男女共同参画審議会条例施行規則

平成26年3月28日規則第10号

伊丹市男女共同参画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市男女共同参画審議会条例(平成26年伊丹市条例第10号)第5条の規定 に基づき伊丹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課において処理する。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

## 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。